

配当金

- 年金受取開始後に配当金が生じた場合、年金の増額(増加年金)にあてられます。
- 保険料払込期間中に配当金が生じた場合、積立金の増進にあてられます。
- 毎年の配当金の水準は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。また、決算実績によっては、配当金をお受取りに出来ない場合もあります。

※年度途中で脱退される場合、その年度の配当金はお受取りに出来ません。

制度運営および引受保険会社

- 当制度は株式会社ブリヂストンが生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約・ニッセイみらいのカタチ(総合医療保険)に関する事務取扱協定に基づいて運営します。
- この拠出型企業年金保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。引受保険会社はそれぞれの引受割合(平成28年9月20日現在)に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

[引受保険会社]

日本生命保険相互会社(46%)(事務幹事会社)

第一生命保険株式会社(28%)

住友生命保険相互会社(21%)

明治安田生命保険相互会社(5%)

なお、引受保険会社各社の配当実績等により、年金・一時金支払いの引受割合が上記の引受割合と異なる場合があります。

「ご相談窓口・指定紛争解決機関」につきましては、裏表紙をご確認ください。



この「注意喚起情報」は、ご加入または保険料の増額のお申込みの際に特にご注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、「契約概要」等、当パンフレットの該当箇所をご参照ください。

クーリング・オフ

- この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入または保険料の増額のお申込みにはクーリング・オフの適用はありません。

責任開始期

- 引受保険会社にご加入(保険料の増額)を承諾した場合、平成29年7月1日(加入日または増額日)から保険契約上の責任を負います。
- 引受保険会社の営業担当者・代理店等にはご加入または保険料の増額を承諾する権限がありません。

年金・一時金をお支払いしない場合等

- 次のようなとき、年金・一時金をお支払いできないことやご加入を継続できないことがあります。

(1)遺族一時金の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき

- ・その受取人が受取ることになっていた遺族一時金については、その受取人にはお支払いせず、被保険者の他の法定相続人にお支払いします。

(2)年金の継続受取人が故意に年金受給者を死亡させたとき

- ・年金の継続受取人が受取ることになっていた年金については、その継続受取人にはお支払いせず、未支払いの年金原資を年金受給者の他の法定相続人にお支払いします。

(3)この保険契約全体の被保険者数が15名未満となったとき

- ・引受保険会社はこの保険契約を解除することがあります。解除した場合、所定の払戻金をお支払いします。

(4)保険料が払込まれないまま猶予期間が経過したとき

- ・保険契約者から保険料が払込まれないまま猶予期間が経過したときは、保険料の払込みが中止されたものとして取扱われ、遺族一時金の死亡加算はなくなります。
- ・保険料の払込みが中止された後、払込みが再開されないまま3年を経過したとき、引受保険会社はこの保険契約を解除することがあります。解除した場合、所定の払戻金をお支払いします。

(5)ご契約時またはご加入時に保険契約者または被保険者に詐欺の行為があったとき

- ・この保険契約の全部またはその被保険者に関する部分が取消となる場合があります。取消となった場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

(6)ご契約後、ご加入後または年金支払事由発生後に以下①～④のこの保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生したとき

- ・引受保険会社は、この保険契約の全部またはその被保険者に関する部分を解除することがあります。解除した場合、所定の払戻金をお支払いします。ただし、以下の③の事由にのみ遺族一時金の受取人、年金の継続受取人だけが該当した場合で、複数の遺族一時金の受取人、年金の継続受取人のうち一部の遺族一時金の受取人、年金の継続受取人が以下の③の事由に該当したときに限り、継続年金・遺族一時金のうち、その受取人にお支払いすることとなっていた継続年金・遺族一時金を除いた額を、他の遺族一時金の受取人、年金の継続受取人にお支払いします。

<重大な事由>

- ①保険契約者または受取人による年金を詐取する目的または他人に詐取させる目的での事故招致(未遂を含みます。)
- ②この保険契約の年金・一時金の請求に関する年金の受取人または継続受取人の詐欺(未遂を含みます。)
- ③保険契約者、被保険者、遺族一時金の受取人、年金の受取人または継続受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき
 - (ア)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。))に該当すると認められること
 - (イ)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (ウ)反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ)反社会的勢力により企業等の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること

(オ)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

- ④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者、遺族一時金の受取人、年金の受取人または継続受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由

積立金額(脱退一時金額)等

- 積立金額(脱退一時金額)および遺族一時金額は、積立期間によっては、払込保険料の合計を下回ることがあります。

基礎率(予定利率・予定死亡率等)の変更

- 引受保険会社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動等、この保険契約の締結の際予見しえない事情の変更により特に必要と認められた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより、主務官庁に届け出たうえで基礎率(予定利率・予定死亡率等)を変更することがあります。

制度内容の変更

- 株式会社ブリヂストンの福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社各社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社各社の業務もしくは財産の状況の変化により、年金額・一時金額・給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社各社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、年金額・一時金額・給付金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

年金・一時金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、年金・一時金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、当パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。年金・一時金のご請求は、株式会社ブリヂストン経由で行っていただく必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合、すみやかに株式会社ブリヂストンのご相談窓口にご連絡ください。
- ご請求に応じて、年金・一時金をお支払いする必要がありますので年金・一時金のお支払事由が生じた場合だけでなく、年金・一時金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに株式会社ブリヂストンのご相談窓口にご連絡ください。
- 年金・一時金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の年金・保険金等のお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等には、すみやかに株式会社ブリヂストンのご相談窓口にご連絡ください。

「ご相談窓口・指定紛争解決機関」につきましては、裏表紙をご確認ください。

この「制度の詳細とその他取扱い」は、「契約概要」・「注意喚起情報」にてご説明した重要な事項の詳細説明や税務上のお取扱い等を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、「契約概要」・「注意喚起情報」は、お申込みにあたっての重要な事項を記載しておりますので、あわせて必ずご確認ください。

給付額試算表

保険料払込期間満了後の給付額は保険料払込期間満了時の積立金額(医療保障の保険料を差引かない場合)に基づいて計算しております。

月払 20口 20,000円加入の場合

月払

積立期間 (年)	払込保険料 累計額 (円)	積立金額 (脱退一時金額) (円)	年金受取コース(※)	
			10年確定年金 基本年金月額 (円)	(約)
1	240,000	237,600	(2,000)	
2	480,000	477,800	(4,100)	
3	720,000	720,600	(6,300)	
4	960,000	966,000	(8,400)	
5	1,200,000	1,213,800	10,600	
6	1,440,000	1,464,400	12,800	
7	1,680,000	1,717,600	15,000	
8	1,920,000	1,973,600	17,300	
9	2,160,000	2,232,400	19,500	
10	2,400,000	2,493,800	21,800	
11	2,640,000	2,758,200	24,100	
15	3,600,000	3,844,400	33,700	
20	4,800,000	5,269,800	46,200	
25	6,000,000	6,774,600	59,400	
30	7,200,000	8,363,400	73,300	
35	8,400,000	10,041,400	88,000	
40	9,600,000	11,814,400	103,600	

(※)年金月額が10,000円未満の場合、年金にかえて一時金でのお受取りとなります。なお、()内は参考数値です。



<当パンフレットに記載の給付額について>

当パンフレットに記載の給付額は、新規に加入される方の給付額、または保険料を増額される方の増額部分に相当する給付額を試算したものです。(既加入者の実際の給付額については、当パンフレットに記載の給付額と異なります。)

以下の前提およびその他一定の条件に基づき計算しております。そのため、例えば、この保険契約全体の加入口数、保険料積立金の増減、引受保険会社各社の基礎率(予定利率・予定死亡率等)の引下げ等により、実際に受取る金額は増減し、また大きく下回る可能性があります。したがって将来の受取額をお約束するものではありません。

- 当パンフレットに記載の給付額は次の(1)~(5)およびその他一定の条件に基づいて計算しております。
 - この保険契約全体の加入口数が月払8,270口を常に維持していることを前提とします。
 - ご加入者全員の保険料が所定の払込期日に入金されたものとして計算しております。
 - 引受保険会社各社の基礎率(予定利率・予定死亡率等)(平成28年9月20日現在)、および引受割合(平成28年9月20日現在)に基づき計算しております。
 - この保険契約における平成28年1月1日現在の保険料積立金が積立期間の期始にあるものとして計算しております。
 - 記載の金額には、配当金を加味しておりません。

(お問合せ先)
生命保険契約者保護機構
 TEL 03-3286-2820
 月曜日~金曜日(祝日、年末年始を除く)
 午前9時~正午、午後1時~午後5時
 ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

2. 今後の金利水準の低下その他の著しい経済変動等により、基礎率(予定利率・予定死亡率等)については将来変更される場合があります。
3. 今後の決算配当率は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。また、決算実績によっては配当金をお受取りになれない場合もあります。
4. 年度途中(平成29年7月1日～平成29年12月31日)で脱退された場合、その年の配当金はお受取りになれません。また、その場合の脱退一時金は給付額試算表の数値を月割計算した額より下回ります。
5. 積立金額(脱退一時金額)は、積立期間によっては払込保険料の合計を下回ることがあります。
6. 保険料を増額された場合、増額部分の積立期間は増額年月日が起点となります。したがって、積立金額が払込保険料の合計を下回る期間が新たに発生することがあります。
7. 給付額試算表は、1月1日に加入されたことを前提に整数年加入で計算しておりますので、年度途中(7月1日)加入の場合は、上記試算表の額と異なる(下回る)ことがあります。

保険料の減額

- 別表の事由に該当する場合に限り、保険料を減額することができます。
保険料の減額のお申込みは募集期間中に限ります。
ただし、月払5口を最低残すものとします。

<別表>

- ①災害 ②疾病・障がい(親族の疾病・障がいおよび死亡を含む。)
- ③住宅の取得 ④教育(親族の教育を含む。)
- ⑤結婚(親族の結婚を含む。) ⑥債務の弁済
- ⑦その他、ご加入者が保険料の拠出に支障のある場合

税務上のお取扱い

【拠出型企業年金保険】

〔保険料〕

- ご加入者が負担された保険料は、一般生命保険料控除の対象です。
※当退職後保障保険以外に一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した年間保険料に基づき計算されます。当退職後保障保険のみの年間保険料に基づき計算されるわけではありません。
※生命保険料控除に関する税制改正を受け、平成23年12月31日までに締結した保険等(旧契約)と平成24年1月1日以降新たに締結した保険等(新契約)では、生命保険料控除の適用が異なります。当退職後保障保険は旧契約にあたり、一般生命保険料控除の対象となる新契約にご加入の場合、以下①～③のうち、控除額が最大となる方法を選択することができます。
①旧契約のみで控除額を計算
②新契約のみで控除額を計算
③旧契約と新契約を合算のうえ、控除額を計算(ただし、②の場合と同じ控除限度額が適用されます。)

〔年金・一時金〕

以下の年金・脱退一時金・保険料払込期間満了時一時金については、本人が受取人の場合のお取扱いです。

- 年金・・・(公的年金等以外の)雑所得として所得税および住民税の課税対象です。
課税対象額＝
(基本年金年額＋増加年金年額)－
(基本年金年額×払込保険料累計額÷基本年金受取総額(見込額))
- 脱退一時金・保険料払込期間満了時一時金・・・一時所得として所得税および住民税の課税対象です。
課税対象額＝
(一時金額－払込保険料累計額－50万円*)×1/2
* 同年中にその他の一時所得がある場合は、一時所得の合計額から特別控除額(50万円)が控除されます。

- 遺族一時金・・・相続税の課税対象です。
法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の受取一時金(法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額について)に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。

【ニッセイみらいのカタチ(総合医療保険)】

〔保険料〕

- 前納保険料は、介護医療保険料控除の対象です。
(前納保険料に充当される拠出型企業年金保険の積立金は、一時所得として所得税および住民税の課税対象です。)

〔給付金〕

- 災害入院給付金・疾病入院給付金・手術給付金・放射線治療給付金・・・本人が受取人の場合、非課税です。
※本人が死亡された場合は、相続財産として相続税の課税対象となります。

税務の取扱い等について、平成28年9月現在の税制・関係法令に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。

個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

保険料払込期間満了後のお取扱い

b.医療保障セットコースをご選択の場合

<ニッセイみらいのカタチ(総合医療保険)>

- ※日本生命保険相互会社の個人保険です。
- 拠出型企業年金保険に保険料払込期間満了日(定年退職日)直前まで2年以上継続してご加入いただく方は、拠出型企業年金保険の保険料払込期間満了直前(定年退職直前)に医療保障セットコースをご選択いただくことで、ニッセイみらいのカタチ(総合医療保険)をご契約いただくことができます。
- ご契約にあたっては健康状態等について告知が必要です。
- 健康状態や既にご契約いただいている商品の状況によっては、ご契約いただくことができない場合や、一部の保障をお引受けできず、条件付でご契約いただく場合があります。
- 以下保障内容は平成28年9月20日時点での約款に基づいておりますが、実際にご契約される際は、その時点のニッセイみらいのカタチ(総合医療保険)の約款を適用します。また、保険料はご契約時の契約年齢・料率により計算し、料率が改定された場合には保険料は変動することがあります。

契約形態

- ・当医療保険は、拠出型企業年金保険のご加入者をご契約者および被保険者とする日本生命保険相互会社の個人保険です。したがって、契約以後は団体代表者を経由せず日本生命保険相互会社が事務を直接取扱います。

